

平成 15 年 10 月 9 日

於:共用会議室(G・H)

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会議事録

目 次

1、開 会	1
1、部会長あいさつ・議事の進め方等について	1
1、総合食料局次長あいさつ	2
1、資料等の説明	4
・「諮問」及び「諮問の説明」	4
・「平成16年産麦の政府買入価格(諮問)について」	5
・「平成16年産麦の政府買入価格の算定(案)」	5
・「麦をめぐる事情」	6
1、質 疑	15
1、意見開陳	29
1、答申のとりまとめ	37
1、その他	38
1、閉 会	40

開 会

中村食料企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合食料分科会の食糧部会を開会させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

御案内していますように、本日は平成16年産麦の政府買入価格につきまして御審議いただきたいと思っております。麦につきましては平成10年に策定いたしました「新たな麦政策大綱」に基づきまして、民間流通への移行も5年目を迎えております。ほとんどのものが民間流通に移行されたところでございます。後ほど、このような麦をめぐる事情につきまして御説明申し上げ、御意見を伺いたいと思っております。

なお、本日は、奥村委員におかれましては都合がつかず御欠席とのことでございますけれども、3名の委員と14名の臨時委員の皆様のお出席となっておりますので、審議会令の第9条の規定によりまして本部会は成立ということでございます。

それでは、これ以降は、部会長、よろしくお願ひいたします。

部会長あいさつ・議事の進め方等について

八木部会長 皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ただいま食料企画課長からお話ございましたが、本日は、平成16年産麦の政府買入価格につきまして御審議をお願いするとともに、民間流通をはじめとする麦政策についても御意見をいただきたいと思っております。

なお、本部会につきましては、前回と同様、会議は公開することとし、傍聴者の方々も御出席されております。また、本部会において皆様からいただきます御意見等につきましては、議事録としてとりまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、部会長代理と世話人についてお知らせいたします。

食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項におきましては、「部会長に事故がある時は、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する」とされております。先日、私の方から生源寺委員に部会長代理をお願いいたしまして、御了承をいただいているところでございます。

また、本部会の前身であります主要食糧分科会におきましては、米価・麦価について審議する場合には、生産者委員、消費者委員、中立委員それぞれ代表する世話人を置いて、議事の進行、答申の起草につきましてお世話を願っていたところではありますが、本部会におきましても同様に行うこととして、生産者委員の代表として山田委員に、消費者委員の代表として大木委員に、中立委員の代表として竹内委員に世話をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。

まず、平成16年産麦の政府買入価格について諮問をいただくとともに、事務局から「麦をめぐる事情」等の資料の説明を受け、その後、質疑及び諮問に対する御意見の開陳をいただきたいとします。諮問に対する意見表明が終了した時点で休憩に入りまして、世話人の方々を中心といたしまして答申案の作成を行いたいと思います。答申案の作成が終了した時点で審議を再開し、答申をとりまとめ、おおむね16時ごろを目途に終了したいと思います。

このような手順で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

総合食料局次長あいさつ

八木部会長 それでは、まず伊藤総合食料局次長からごあいさつをいただきたいと思います。

伊藤総合食料局次長 総合食料局次長の伊藤でございます。食糧部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本部会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

麦につきましては、冒頭に食料企画課長が申しましたように、平成10年に「新たな麦政策大綱」が策定されまして、現在、民間流通が推進されているわけでございます。実態といたしましては約99%が民間流通に移行している状況でございます。

その中で、後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、麦、特に小麦の生産量が非常に増加をしております、平成22年度の目標の数字を既に超えている状況になっております。た

だ、品質あるいは生産性といった面でまだまだ課題が多いところがございますし、また、担い手の育成という面でも課題が多い状況かと思っております。そういう意味で、今後は品質の向上あるいは担い手の育成といったことに一層力を入れていかなければいけないと考えているところでございます。

他方、御案内のとおり、WTO農業交渉もあのような形でとりあえず終わっておりますけれども、その中の議論としましては大変厳しい内容の議論になっていたわけでございます。また、FTAについては、現在メキシコのフォックス大統領の訪日を前に事務局的ないろいろな折衝が行われておりますけれども、こちらの方でもいろいろ議論がございます。

また、麦自体のいろいろな問題もございます。そういった面で、私どもとしましては今後の麦政策を本格的に検討しなければいけない時期に来ているというふうに認識しております。また、大臣の方からは、先般、食料・農業・農村基本計画の見直しの検討作業に入るようにとの指示がございましたけれども、その中で大きなテーマが品目横断的な経営所得安定対策を検討するというところでございます。そういう意味で、麦につきましても麦政策あるいは品目横断的な対策をどうしていくかということが早急に検討しなければいけない課題となっております。

本日は、平成16年産麦の政府買入価格の御審議ということでございますけれども、こちらの方につきましては、昭和63年産から麦の主産地における生産費を基礎に算定することになっておりますので、本日御説明する資料もそのような算定方式に基づいて算定しております。この買入価格の御審議が中心でございますけれども、先ほど申し上げたような麦政策全般につきましてもぜひいろいろな御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ですけれども、私のごあいさつとさせていただきます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

資料等の説明

・「諮問」及び「諮問の説明」

八木部会長 それでは、食糧部長から諮問及び諮問の説明をお願いいたします。

武本食糧部長 お手元の資料1と2につきまして、朗読により説明させていただきます。資料1でございます。

諮 問

平成16年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、生産地の生産費を基礎として決定することにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成15年10月9日

農林水産大臣 亀井善之

それから、資料2でございます。

諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」に即し、各般の施策を総合的に推進しているところであります。

このような中、政府買入価格の算定については、新たな麦政策の展開方向に即したものとする必要がありますが、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いと合致しており、平成16年産の政府買入価格については、引き続き現行の算定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によった場合の平成16年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

以上でございます。

八木部会長 ただいま大臣からの諮問と諮問の説明を紹介いただきました。

・「平成16年産麦の政府買入価格（諮問）について」

・「平成16年産麦の政府買入価格の算定（案）」

八木部会長 それでは、続きまして、「平成16年産麦の政府買入価格（諮問）について」並びに「平成16年産麦の政府買入価格の算定（案）」について、食糧貿易課長から説明をお願いします。

高本食糧貿易課長 お手元の資料3、「平成16年産麦の政府買入価格（諮問）について」でありますが、政府買入価格につきましては、食糧法第66条第2項の規定で定めるということになってございます。

まず、麦につきましての算定方式でございます。平成16年産小麦の政府買入価格は、昭和63年5月の米価審議会答申を踏まえまして、従来の主産地方式により算定するという考え方でございます。

この算定方式については、そこに「 $P =$ 」という算式がございますが、分子は物価修正をした12・13・14年産の生産費の平均、分母が平準化した12・13・14年産の単収の平均でございます。

具体的には、Cのところでございますが、分子は過去3年における各年の主産地（北海道、群馬、埼玉、栃木、福岡、熊本、佐賀）全体で81%、このうち北海道が61%、6県で20%ですが、その平均作付規模以上の農家の10アール当たりの平均生産費でございます。この費用合計は物価修正をしております。

なお、平均規模につきましては、そこに載っておりますように、北海道が5.41ヘクタール、6県は1.11ヘクタールでございます。なお、昨年の決定時では、北海道が5.25ヘクタール、都府県で1.07ヘクタール、規模拡大が進んでいるということでございます。

なお、全算入生産費につきましては、そこに掲げてございますような数字でございます。

分母につきましては、Hのところですが、これも各年の主産地の生産農家の10アール当たり収量を平準化した収量でございます。御承知のとおり、麦作は作柄変動による単収の振れが大きいことから、これを平準化した単収で用いているものでございます。具体的には、収量のトレンドをベースとしまして、被害率による影響が除かれるよう、統計的な処理を行ったものでございます。その具体的な数字はそこに載っているとおりでございます。

価格水準は、10アール当たり全算入生産費59,394円を平準化単収429キログラムで割ることにより、単位当たりの生産費が出てまいります。それを計算いたしますと16年産麦価（ $\cdot 1$ 等）は8,306円となります。これは対前年比246円の減、2.88%の減でございます。ちなみに、15年産は8,552円でございます。その前の年に比べて141円、1.62%下げているということでござい

す。

2 ページは大麦及びはだか麦でございます。その政府買入価格につきましては、従来から小麦の政府買入価格の算定結果、いわゆる変動率に準拠しているということで、そこに記載しておりますような算式で計算をし、大麦については5,961円、はだか麦につきましては8,590円ということでございます。

3 番は銘柄区分別・等級別価格ですが、銘柄間格差あるいは等級間格差は昨年どおりでございます。

まず、銘柄区分につきましては、いわゆる 区分を基準といたしまして、 区分はそれの600円プラス、 区分は 区分の300円マイナス、 区分は 区分の900円マイナスということでございますし、等級間格差につきましては、1等を基準に2等は1,600円のマイナスということで、これに基づきまして、表のとおり算定しております。なお、大麦につきましては50キロ当たり換算でございます。

なお、詳細の算定数値等につきましては資料4にございますが、時間の関係もございまして、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

・「麦をめぐる事情」

八木部会長 以上で諮問に関する説明を終わりました、続きまして、「麦をめぐる事情」について食糧貿易課長並びに地域研究課長から説明をお願いします。

高本食糧貿易課長 それでは、資料5、「麦をめぐる事情」につきまして御説明をしたいと思います。

1 ページですが、麦の現状でございます。

まず、需要動向でございます。麦の需要量は近年横ばいで推移してございまして、国産の小麦は日本めんを中心に供給され、パン用あるいはその他向けは少ない。下の表にございますように、小麦につきましては全体で620万トン、そのうち食用が520万トン、パン用が160万トン、めん用は日本めん、その他のめんを加えますと約200万トン弱ですが、日本めんにつきましてはその約6割が国産の需要だということが御覧いただけるかと思えます。

それから、国産の大・はだか麦につきましては、主食用あるいはみそ用を中心に供給しているという状況でございます。下の表にございますように、全体で大・はだか麦は245万トンですが、

国産については押麦等の主食用、みそ用が中心であることがお分かりになるかと思ます。

2 ページは生産の動向でございます。冒頭の次長のあいさつにもございましたが、麦の生産量は年々増加しておりまして、特に小麦につきましては平成14年度は83万トンでございまして、食料・農業・農村基本計画の平成22年の目標であります80万トンを既に達成しているところでございます。作付面積につきましても、18万ヘクタールを既に超えていることが御覧いただけるかと思ます。ただ、中身を見ますと、右のグラフにございますように、転作麦が増えているということでございます。

3 ページは需要と生産のミスマッチについて御説明したいと思ます。平成12年産から民間流通に移行しているわけですが、需要と生産のミスマッチがまだあるということでございます。左の表にございますように、16年産につきましても小麦で3万トンのミスマッチということで、全体的に見れば15年産の7万2,000トンよりも減っているわけでございます。そういう意味で、ミスマッチ率は4%と改善されておりますが、銘柄ごとに見れば、まだまだミスマッチがあるということでございます。

そのミスマッチが解消しない原因は、転作麦の生産増の中で品質向上が遅れている、あるいは需要者のニーズが生産者にまで伝わっていないこと等が考えられるところでございます。

右の表は水田でつくった小麦の作付面積の伸びとミスマッチ率でございますが、例えば茨城と滋賀は同じように増えているわけですが、滋賀県は、恐らくいろいろ努力をされているということだと思ますが、ミスマッチ率が少なくなっていることを御覧いただければと思ます。

4 ページは、今申し上げたように全体として目標を達成してはいますけれども、品質あるいは生産性の向上につきましても解決をしなければいけないわけです。やはりまだ品質の向上に遅れがあるのではないかと。食料・農業・農村基本計画によりまして、製めん適性の5%向上、3割程度の生産コストの低減ということが書かれておりますが、例えば小麦の製めん評点、これは実際に食べていただいて評価をしていただくことになっておりますが、そういう評価ではまだまだ目標に届いていないということでございます。

5 ページは生産性あるいは担い手ですが、都府県の田作につきましてもやはり生産性の遅れがあり、生産構造を見ても、作付規模が小さいので担い手の育成に遅れがあるということを示してございます。

6 ページです。北海道の畑作におきましては、左にグラフが書いてございますように、畑作の中心であります十勝では小麦、豆、甜菜、馬鈴薯の4作の輪作体系、また網走では小麦、甜菜、

馬鈴薯という3作の輪作体系をとっているわけですが、豆類、例えば大豆等は麦に比べて作りにくいこともありますし、労働力不足等も背景として麦の作付が増加し、輪作体系に乱れが出てきているということでございます。

7ページは、そういったミスマッチを解消しなければいけないわけですが、めん用だけではなく他の用途の需要に目を向けていく必要があるということで、その取り組み事例をお示ししてございます。

8ページからは国産の麦の流通の大宗を占めるようになりました民間流通の仕組みでございます。平成12年産から民間流通に移行いたしまして、既に99%が移行しているということでございます。この民間流通につきましては、播種前契約を基本として民間流通連絡協議会で情報交換をし、販売予定数量等の調整をし、あるいはアローワンスを設定し、入札による価格形成をやっております。それが主な仕組みでございます。

9ページは播種前契約についてです。これは、実需者にとってみれば麦を計画的・安定的に確保でき、生産者にとっては安心して生産に取り組めるメリットがあるということで、播種前に契約することを基本とした仕組みでございます。民間流通の基本的フローを掲げてございますが、3月から6月に民間流通連絡協議会を開き、16年産の場合は8月に価格形成、入札をしております。それを踏まえて播種前契約をし、播種をし、それから収穫する、そういう仕組みでございます。

ただ、民間に移行して5年経ちまして、生産者からは安心して生産に取り組めるという評価をいただいているわけですが、実需者にとってみれば品質や量の面で見通しを立てて原料調達をすることについてのリスクがあるという御指摘をいただいております。それらにつきまして、今後、そのあり方を検討していかなければならないと考えております。

10ページは民間流通連絡協議会についてですが、これにつきましては41道府県に設置済みでございます。下にありますような構成員におきまして、生産状況、作柄状況、あるいは販売予定数量はどうか、あるいは購入希望数量はどうかといったことで開かれているわけですが、これについてもやや形骸化しているという御指摘をいただいておりますので、その辺のあり方を検討する必要があるのではないかと考えております。

11ページはアローワンスです。麦につきましては、収穫時の天候、例えば雨が降ったりすると品質が悪くなるようなこともございまして、作柄が大きく変動しますので、播種前契約の締結に関してはあらかじめ一定の幅を設定しています。具体的には、小麦については15%といったことでアローワンスを設けているわけですが、事前に提示した面積以上に作付を増やす地域も

ありますし、実需者からはやや負担感が指摘されている。ただ、右下に「アローワンスに対する意見」とございますが、播種前契約を徹底指導してきた産地の生産者からは円滑な民間流通あるいは農家経営の安定に寄与しているという意見もございます。いずれにしましても、そのあり方について検討していく必要があると考えております。

12ページは入札、価格形成についてでございます。価格形成につきましては入札を基本にしております。入札価格につきましては、右の表にございますように年々低下傾向でございます。平成16年産については前年に比べて1.4%下がっているということでございます。ただ、銘柄ごとに見ますと、需要の高い銘柄と低い銘柄の格差が拡大しています。左に入札価格を掲げてございますが、パン用の小麦、例えば北海道の「ハルユタカ」や「春よ恋」は高い評価を得ているということでございます。ただ、右のグラフにございますように、汎用性のある「農林61号」等につきましては基準価格に対する指標価格の比率が、累積するとだんだん下がっているということが御覧いただけるかと思えます。

13ページですが、値幅制限や申込限度制を導入していることから、硬直的だという御指摘もございます。「需要に応じた麦づくり」という観点からすれば、市場シグナルを適正に伝える必要があるということで、今後はこういった価格形成のあり方についても検討する必要があると考えております。

以上が民間流通に関する現状、あるいは問題点等でございます。

14ページからは各種助成金でございます。下の図にございますように、入札価格がありまして、その上に麦作経営安定資金があり、その上に「295円相当」と書いてございますのが、関連対策でございます。それから実需者負担によります契約生産奨励金がございます。そういったいろいろな助成金が支払われ、手取りの約4分の3がこういった助成金になっているということで、メリハリがなく実需者のニーズが伝達されにくい、あるいは複雑で機能が重複しているという御指摘もいただいております。

15ページは麦作経営安定資金の算定がどうなっているのかということでございます。これにつきましてはまさに生産者の経営安定を図るという観点から交付しているわけでございます。平成12年に従来の政府買入価格と政府売渡価格の差額を麦作経営安定資金といたしまして、それ以降は生産費の変動率によって改定をしていくという算定ルールに基づき、毎年決定しております。16年産につきましてもこのルールに基づいて決定いたしました。右下の小さい表にございますが、16年産につきましては、ルールどおり計算いたしますと、前年に比べて1.50%、96円の下げという算定をいたしております。

16ページは銘柄・ランク区分でございます。良品質を目指すということで銘柄あるいはランク区分がございます。ただ、15年産で見ますと、右の上の図にございますように、区分が85%を占めるということでございます。それから、今のランク区分では市場評価が高いという評価を得ているにもかかわらず手取りが低い銘柄が存在するというところで、三重県産の「農林61号」と群馬県の「つるぴかり」を比較してございます。「つるぴかり」の方が入札価格は高いのですけれども、区分が区分に分類されていることから、麦作経営安定資金がやや少ない、実際の手取りが低くなっているという状況でございます。

17ページは、こういったことを少しでも打開するため、実需者が求める良質な麦を生産するという観点から、契約生産奨励金につきましては17年産から品質を重視した体系ということで、たんぱく、容積重、灰分、フォーリングナンバーといったものを基準として、その基準に達しているものが3つあればAランク、二つだったらBランクというふうに助成体系を変えていこうということでございます。今年の4月から、実需者、生産者、あるいは消費者、研究者の方々に入っただいて新方式区分検討会というものを何回かやりまして、8月にそういった方向でやろうということで決めたものでございます。そういうことにいたしますと、右上の図にございますように、契約生産奨励金はすっきりするわけですが、麦作経営安定資金についても、経営安定という本来の機能に即して、今後、そのあり方について検討していきたいと考えております。具体的には例えば一本化するといったことでやっていきたいと考えております。

18ページでございます。麦作経営安定資金につきましては、いわゆる「ゲタ」と言っています固定的な支払いと、いわゆる「ナラシ」、収入変動を防止するものに分けまして、水田営農あるいは大規模輪作体系における担い手の営農を単位とした所得安定対策を確立することが必要だと考えております。8月の終わりに「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて」という大臣談話が出ておりますが、その中でも「地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行」について本格的に取り組むようにという指示を受けておりまして、検討を進めているところでございます。

19ページは流通コスト助成金でございます。これにつきましては、政府麦から民間へ流通するものには財政的な措置として政府が助成をしているわけですが、流通コスト、例えば検査手数料、包装代等について助成をしているわけでございます。これにつきましても、地域の実態を踏まえながら、今後、取り扱いにつきまして検討していく必要があると考えております。

20ページは関連対策等でございます。これは、麦作経営安定資金の決定に際しまして、関連対策を決定しております。左に「16年産の麦価関連対策」という表がございます。先ほど御説明し

たとおり16年産につきましては下げているわけですが、その下の「民間流通定着・品質向上支援等対策」として、これまでは1俵当たりいくらということを出していたわけですが、それを295円相当ということで産地にまとめて交付することとし、その交付は、今年から担い手の育成あるいは確保を加味して算定するというふうに交付方法を変えているところでございます。

このほか、品質・安全確保取り組み支援、あるいは先ほど御説明しました新ランク区分導入のための緊急支援として、それぞれ2億円の関連対策を決定しております。

関連措置につきましては、これまで御説明したようなランク区分、あるいは流通助成金、あるいは麦対策全般についての検討につきまして、そういう措置をとっていくということで決定をしているわけでございます。

21ページは技術開発でございます。これにつきましては、後ほど地域研究課長の方から御説明をしたいと思います。

22ページは生産対策でございます。これは従来からやっております。産地におきまして、栽培マニュアルの作成等、品質向上に向けての取り組みをされています。そのために、共同利用機械の整備等いろいろな支援をするということで、昨年設定されましたDON、いわゆる赤かび病の暫定基準につきましても種々の対策をとっている。また、担い手のリストアップをするなど、担い手の規模拡大・生産コストに向けた取り組みを推進しているということでございます。

23ページは政府売渡価格でございます。これにつきましては、家計費及び米価その他の経済事情等を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として決定しております。具体的には、外国産麦の売買差益と国産麦に対する財政負担が等しくなるようにということでコストプール方式によっているところでございまして、これまでの政府売渡価格につきましては、引き下げまたは据え置きをしてきております。右のグラフで内外価格差が縮小しているということを御覧いただきたいと思っております。

24ページはコストプール方式につきましての収支でございます。平成11年まではいわゆる政府買入をやってきたわけで、それまでは売買差益と政府買入コストは一応ほぼ均衡していたわけですが、14年は、麦の生産量が83万トンに増えたこと、また売買差益が減っていることから、410億円の赤字となっております。そういうことで、かなり赤字が継続しておりますので、これにつきましても麦政策あるいは関連施策の検討とあわせて何らかの改革をしていかなければいけないと考えております。

25ページは小麦粉調製品でございます。小麦粉調製品と申しますのは小麦粉が85%以下のものでございます。これは自由化品目でございます。これにつきまして韓国を中心に増加をしており

ます。左の表にございますように、ここ数年はかなり輸入が増えております。そういうこともございまして、現在私どもで実態調査をしておりますが、中間とりまとめでは、3割から5割の企業は価格の関係が変化すれば使用量が変化するという意向を示しております、今後、輸入調製品の動向を注視する必要があるということでございます。

26ページは製粉企業の動向でございます。利益率を見ますと、中小各社を中心に、総じて低い状況でございます。下の方に製粉企業の概要が書いてございます。これは13年のものですが、例えば工場数は10年前には166あったのが147となっておりますし、従業員も10年前は約5,000人でしたが、現在は4,000人弱ということでございます。また、1トン当たりのコストは、10年前は3万5,000円程度でしたが、かなり努力をされまして、今は3万円を切っているということでございます。

27ページ以下は参考ですので後で御覧いただきたいと思いますが、(参考2)は冒頭に申し上げました基本計画の努力目標と課題の達成状況を示してございます。

また、最後のページの(参考4)は、先月行われましたカンクンでの閣僚会議で最終的に出された3次案の中の国内支持の部分についてお示しいたしました。国内支持につきまして、品目特定のAMSは、品目の[]の期間の平均水準を上限とする」という項目が入ってございまして、そうした場合に、麦の品目別のAMSを試算しますと、下にありますように、1999年から2001年の平均が910億だったわけですが、現在はそれを上回っているという状況をお示しております。

以上、雑駁な説明ですが、私の説明を終わらせていただきます。

月山地域研究課長 引き続き技術開発について御説明いたしたいと思いますが、同じ資料の21ページに戻っていただきたいと思っております。

平成10年5月に「新たな麦政策大綱」が策定されましたけれども、それに沿ったものとして、平成11年度から「麦新品種緊急開発プロジェクト」がスタートしました。現在はこれが『「ブランド・ニッポン」農産物提供のための総合研究』に引き継がれておりますけれども、その間、小麦、大麦、はだか麦を含めて合計19の品種が育成されております。そして徐々に作付面積が増えてきてございまして、下の表にありますように、16年度は、見込みですが、新品種が1万8,000ヘクタールぐらい作付されているところでございます。ただし、産地銘柄によっては、必ずしも実需者の評価がついてきていないといえますが、評価が分かれてございまして、下にありますように、基準価格に比べてプラスのものもございまして、マイナスのものもあるという状況でございます。

そういう状況の中で、引き続き実需者のニーズに沿った新品種の開発が必要でございますが、

これまでではどうしても日本めん用が中心でしたけれども、内麦の比率が非常に小さいパン用についても力を注ぐ必要がございますし、また普及に当たりましては栽培マニュアル等を作成して普及に当たっているということでございます。

補足説明資料が30ページの(参考3)にございますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。麦の品種開発の状況ですが、品種開発の方向といたしましては、日本の場合、梅雨があって、雨が降るということで、に早生化という問題がございます。は、当然のことながら実需者ニーズに沿った高品質品種ということで、色や製めん性に優れた品種の開発という点がございまして、そして、新たな需要拡大としてパン用品種の開発でございます。

下に が書いてございますが、早生品種につきましては、雨の害を回避する、あるいは田植え作業との競合を回避するという事で、右の表にございますように、九州向けの「イワイノダイチ」は早播きによって早期収穫が可能ですし、関東向けの「あやひかり」も「農林61号」よりかなり早い、こういったものが育成されてきております。

の高品質品種については、特に製めん性の改善が進みつつございまして、右の表にございますように、関東向けの「あやひかり」、東北向けの「ネバリゴシ」、あるいは近畿・中国向けの「ふくさやか」などが、食感といたしましては、製めん性が改善されてきているところでございます。また、「ファイバースノウ」は六条大麦ですが、製麦用のものでございまして、白度といたしましては、色がいいということでございます。

はパン用品種の開発ですが、これまで国内ではパン用が非常に少なかったわけです。九州で「ニシノカオリ」、あるいは北海道で「はるひので」がありましたけれども、平成15年に「キタノカオリ」が開発されております。これは北海道向けですが、初めての秋播き用のパン用品種でございます。従来、北海道のパン用はすべて春播きでございましたけれども、春に播きますと収量が少ないということで、この秋播き用の「キタノカオリ」に非常に期待がかかっているということでございます。このように、特に製めん性につきましては、A S Wと比べればまだまだ十分とは言えませんが、徐々に改善が進んでいるという状況でございます。

31ページは栽培技術開発の状況です。こういったこともやっているという御紹介させていただきますが、「イワイノダイチ」という品種は早く播くことによって早く収穫できる。従来の品種は、あまり早く播きますと、茎立ちが早くなりまして凍霜害に遭ってしまうのですが、「イワイノダイチ」は茎立ちは遅いけれども収穫が早まるということで、既存の品種よりも1週間ぐらい早く収穫することができます。

また、北海道の春播き小麦を根雪前に播種する技術を開発しております。越冬中にゆっくりと

発芽・伸長し、雪解けとともに急速に成長することによって成育期間を長くとれるということで、早生化もしますけれども、収量も多くなる、そういう技術が開発されたところでございます。

イは小麦と大豆の立毛間播種技術でございます。寒冷地におきましては、小麦と大豆をサイクルにいたしますと、どうしても重複して輪作がうまく組めないということですが、これは、立毛間、いわゆる収穫前に、畝と畝の間に小麦の成熟期に大豆を播き、大豆の成熟期に小麦を播くということで、畝と畝の間に播くような技術によって競合を回避して、寒冷地でも2年3作が可能になるものでございます。車輪の大きい管理機によって播種をして、コンバインも畝幅にあわせて調整することによって損傷を免れるようなことをいたしますと、こういった輪作も可能になるということでございます。

以上、簡単でございますが、技術開発について御説明させていただきました。

八木部会長 以上が「麦をめぐる事情」についての説明です。

なお、説明はありませんでしたが、そのほかにも資料がございますので、参考にいただければと思います。

質 疑

八木部会長 以上、事務局からの資料説明が終わりましたので、まず麦政策全般についての質疑を行いまして、その後で諮問についての意見開陳、そういう手順で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どなたからでも結構ですので、御意見、御質問その他、御発言いただければと思います。竹内委員、どうぞ。

竹内委員 最初に御質問をしたいのですが、その前に、民間流通が大幅に増えたということで、私、関係者の御尽力は評価されてしかるべきではないかと思えます。5年間で、ほとんど100%ですので、これはすばらしいことだと思えます。

そこで、民間流通がほぼ100%という状況のもとで、政府買入価格を決めるというのはどういう意味があるのか。15ページに農家手取りの体系がございまして、この農家手取りの総額のところが政府買入価格となっているわけですが、これは政府が買い取るわけではありませんね。実需者が買っているんです。政府がいっぱい買って、政府価格をまた実需者に渡している、そういう全量を政府が買っているわけでもないですね。もちろん法律がそうなっているわけですが、これも、これはいずれ基本的な議論をおやりになっていくことになると思いますが、そういう意味で

は、法律の言葉と実態とがちょっとずれているというふうに理解すればいいのかどうか、その点が1点でございます。恐らく最初に聞いた人は、政府がほとんど買っていない、99%が民間で流通しているのに政府買入価格を決めるというのは、何を決めているのかしら、どういう意味があるのかしらというふうに疑問に思うと思います。

2番目は、私の想像では、大臣の御指示は麦に対しての非常に広範な全般的な御指示ということですので、そういう大枠の中で、しかしこれだけのスピードで麦政策そのものも動いているわけで、この問題も必ず根本的に検討する必要があるという御認識であろうかと思いますが、途中の過程では、毎年決めていかなければいけませんから、そういうことで理解すればいいのかどうか。そういう私の想像なり理解でよければ、そういうことですという御回答で結構なのですが、全体として、生産性の向上、特に品質の改善ということが諮問にもうたわれている。それから、全体の生産量が増えていて、自給率上は結構なことで、22年目標が既に達成されたことはすばらしいように思いますが、これは稲転が増えたからそうなっているのであって、結果的には、麦政策全般が持っている基本的な構造の矛盾という点は国内の関係でも対外関係でも拡大しているわけでございますね。

それも含めて基本論へ入るということだと思っておりますが、それにしても、毎年の諮問が「品質の改善に資するよう」という諮問になっているのに、骨格の中の一つの重要な項目である格差が前年と同じであるという点は、諮問された方はどういうふうに受け取っているのか、分かりませんので、その二つについて御回答をお願いしたいと思います。

高本食糧貿易課長 まず、政府買入について将来どうなるのか、その位置づけについての御質問でございます。政府買入につきましては、平成10年にできました麦の政策大綱におきまして、政府買入は最終的には不要となると考えられますが、民間流通が定着するまでの間は政府買入を残すというふうに整理されております。政府買入につきましては、生産者にとって民間流通に移行できない場合の経営安定措置といえますか、セーフティネットというふうに位置づけられていると私どもは考えております。したがって、確かに民間流通にほぼ移行しているわけですが、民間流通の今後のあり方、あるいは先ほど私が説明いたしました品目横断的な施策、そういったいろいろな議論を踏まえて、今後、そのあり方を検討していくというふうに考えております。

もう一点は、品質の改善に向けて毎年やることについてどう考えるかということでございます。これにつきましては、確かに毎年毎年そういう諮問をしているわけですが、これは毎年チェックをするということございまして、そういう方向で私どもは考えていきたいと思っ

ております。

竹内委員 私の質問の仕方が不正確といいますが、分かりにくい質問だったかと思いますが、1番目はそういうことをお伺いしているのではなくて、政府は、今、買っているのですか、どうですかという意味です。政府が買っているのであれば、買入価格というのはだれもが分かります。しかし、民間流通が99%となっている中、政府が買って売っているのかどうかということをお伺いしているんです。

高本食糧貿易課長 現実に政府買入はございます。

竹内委員 ポリウムは全体のどのぐらいですか。

高本食糧貿易課長 1,500トンぐらい、買っております。

竹内委員 その1,500トンというのは1%ということですか。つまり、99%が民間流通ですから、1%の価格を決めているんですか、そういうことですかということをお伺いしているのです。機能といいますが、1%であれば大したことはないですね。

高本食糧貿易課長 政府買入価格でございますが、再生産をする、いわゆる最低保証価格という意味合いがございます。

竹内委員 私の質問の仕方が下手なのかもしれませんが、法律は知っているんです。

八木部会長 次長の方からお答えさせていただきます。

伊藤次長 適当なお答えになるかどうか、分かりませんが、委員は御存じの上で御質問されたのだと思います。99%が民間流通で、これは政府買入しないで、まさに民間で流通している。ですから、わずかですが、1%は政府買入を現に行っている数量もあるということでございます。

実態上は、助成措置もいろいろやっておりますので、政府の買入価格よりも手取り水準が高い、そういうことで民間流通にほとんど行くようになっているということですが、制度的に言えば、最終的には政府買入の道があるという意味です。課長はセーフティネットという言葉を使いましたが、その道が残されている、そういう位置づけとしてはあるということでございます。ですから、民間流通もある意味では手取りが高いために成り立っているという面もありまして、その辺、今後もそういう形ですと行くのかどうかは、まさに今後検討する課題の中に入ってくると思っております。

竹内委員 もう少しピュアなお答えを聞きたいなという気がする。要するに、比率の問題が大事だということはみんな分かっているわけです。それを全部制度の上で前進させようということですが、今年の諮問については格差を前年度据え置きでやると。このところ、ずっと据え置きで

すね。ですから、そのことについて提案されている側はどういうふうにお考えになっているのかということをお伺いしたい。

伊藤次長 御質問の趣旨はよく分かります。

実は、「麦をめぐる事情」の方でも説明がありましたけれども、民間流通の方で大分議論をいたしまして、そちらの方では実質的に比率が高いものに誘導するためにどうしたらよいかということで大分議論が行われて、関連対策も含めて品質誘導という措置を講じたわけです。

では、政府買入価格の方はなぜ格差を広げないのか。これは専門的には担当課長が説明した方がいいのかもしれませんが、実態上、政府買入価格はそれなりの技術的な検討で格差がつけられているわけですが、こちらの方は、この格差で今のところは適当ではないかと判断したからこそ、諮問をさせていただいています。この問題も含めて、今回はこういう御諮問をさせていただいた上で、今後の麦制度の検討の中で抜本的に検討していくべき課題だと認識しております。

八木部会長 価格についても、政府が麦を買わなくてもいい、あるいは価格は別の方式で決めるということがない限り、非常にわずかな買入量ですけれども、この部会で決めざるを得ないということがございます。

それから、品質の問題も、基本計画の方向で、量的には確保されたけれども、質の問題ではこの1～2年はむしろ落ち込んでいる。それも全体の仕組みの中の構造的な矛盾なのか、ある一過性的な転作との絡みなのか、いろいろあると思うのですが、そのあたりをどうするのかということについても御意見がありましたら、いただければと思います。

立花委員 制度の改革の方法問題はまた次の機会に発言させていただきたいと思うのですが、ただいまの「麦をめぐる事情」でしきりに実需者ニーズという話が出てくるわけです。制度には恐らく実需者ニーズを担保する措置がいろいろとられていると思うんです。例えば播種前契約とか、あるいは契約生産奨励金、こういった実需者の意向が反映されるような仕組み、それから品質格差の問題とか、いろいろあると思いますが、私が資料を見ていてちょっと違和感を持ったのは、ミスマッチが目立つという話もあるわけですが、一方で播種前契約が前提になっている、あるいはそれが基本的考え方だという御説明がありました。これだけミスマッチが目立つということは、播種後契約、つまり誰が買ってくれるかは分からなくてもつくってしまう、そういう事例が恐らくあるのかなという感じがするんです。それが一つ。

もう一つは、契約生産奨励金についても話があったんですが、これも資料によると実需者が負担すると書いてあるわけです。中身を聞いていると、実需者が決めるのではなくて、行政とか農

業団体が寄って集ってどう分配するかという話に受け取れるんです。これは基本的に、実需者負担ということは、ニアリーイコール消費者負担ということになるのだとすれば、まさに消費者が一番近いところにいる実需者、製粉会社とか、そういった人たちのニーズを反映した形で契約生産奨励金が付与されるべきなのに、実態を聞いていると、そうでもないような印象を受けるわけです。その辺はいかがでしょうか。

高本食糧貿易課長 最初の播種前契約については9ページにございます。民間流通連絡協議会でいろいろな情報交換をして入札をするわけですが、誰が買うか、分からないということではなく、実際に播種前契約をする時には実需者と生産者が結びついているというわけで、具体的な買い手は分かるということでございます。

もう一つ、契約生産奨励金の決め方ですが、これは生産者と実需者がきっちりと話し合いをして契約生産奨励金を決めているということでございますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

立花委員 ただいまの御説明だけでは、なぜこういうミスマッチが出てくるのか、私はよく分からないんです。

高本食糧貿易課長 なぜミスマッチが起こるかということでございますが、実需者が求めているニーズにつきまして、生産者の方がまだ応えていないので起こるのだと考えております。

立花委員 私が質問させていただいたのは、市場ニーズを反映させるために、契約生産奨励金や播種前契約で、麦の種を播く前に契約するのだと思います。ただ、私が聞いているのでは、種を播いてしまった後で契約している事例もあると聞くものですから、そういった実需者ニーズが反映されない状況が続いている限り、いかにして実需者ニーズを反映して云々をやるかといっても、お経の文句に終わりかねないのではないかと懸念して、申し上げたわけです。

八木部会長 資料の9ページから11ページの右の方に(民間流通連絡協議会作業チーム)とありまして、この点について検討して、こういう意見が出されていて、播種前契約についても「そのあり方を検討する必要」という文章が書いてありますけれども、まだいろいろ不十分な面があって、それは改定していかなければいけないということではないかと思えます。

大泉委員 今の御意見に対して、例えば麦作経営安定資金の決め方で、政府買入価格と連動して生産コスト等変動率がどうのこうのという話がありますね。どういうふうに関連するのかという話を御説明いただきたいのが一つ。

それから、ミスマッチに関して、滋賀はうまくいっているのに茨城は何でうまくいっていないのか、そこが具体的に説明できれば多分回答になると思うんです。いかがですか。

高本食糧貿易課長 滋賀につきましては、県内全域におきまして、集落単位で、たんぱく質とか、容積重とか、いろいろ基準がありますけれども、品質の分析を行って、その結果を生産者にフィードバックし、施肥技術等に改善を加えて、全体的な取り組みとして品質をよくしようという努力をしているということを聞いております。

大泉委員 結局、どっちかが違反したわけでしょう。生産者なのか実需者なのか、分からないけれども、どこで、どういうふうに違反があったから茨城の場合はミスマッチが生じた。うまくいった滋賀では、品質もよく努力しているから、実需者が契約して、そのとおり履行したのだ、だから2%で済んだのだという話になると思うんです。では、茨城の場合はどっちが違反したのか。こういうケースも実はあるのだと。だから、政府がミスマッチをなくそうと言っているけれども、結局は各県それぞれの主体によって動いているから、こういうミスマッチは当然生じるのだという説明であれば、分かると思うんです。それだけの話ですよ。

中村委員 新しい会になってから麦のことについて論議するのは初めてですので、私は製粉協会の常務理事を務めている日清製粉の中村と申します。

製粉業というのは何だということを時々聞かれるのですが、よく「アートからサイエンス」と言っております。農作物がアートで、一定の品質の小麦粉をつくるのがサイエンスということで、品質のよい小麦粉をつくと、ビスケットが膨らみ過ぎて一つの箱の中に9枚しか入らない。10枚という表示ができない。そういうこともありますので、安定した品質のものをつくるのが製粉業ということでもあります。

大変恐縮ですが、お手元にカラーコピーをお届けしてあります。時間がなくて、これは業界全体のものではなく日清製粉の宣伝みたいな形でお届けしたのですが、袋の写真は、四角い方が業務用の大袋、25キロ入りであります。これは全部、めん屋さん、菓子屋さんに行きます。それから、真ん中に「薄力粉」と書いてありますが、これは家庭用の小袋で、1キロ詰めであります。これはすべて国内産小麦100%のもので、各製粉会社とも国内産小麦の使用増に努力しているということでもあります。この4～5年の間に国内産小麦は50万トンちょっとから80万トンぐらいと、5～6割増えているわけです。ですから、さっき言いました「アートからサイエンス」というのはなかなか成り立ちにくくなっているということですが、国内産小麦を愛しながらやっていると思っておりますので、よろしく申し上げます。

資料で質問があります。24ページの例えば平成14年のところで、売買差益(B)が539億円と書いてありまして、その下に「買入経費+管理経費」と書いてありますが、普通、売買差益というのは買ったものと売ったものの差であって、これは言ってみれば売買差益ではなくて利益なん

です。コストを引いていますから。したがって、売買差益539億というのは分かりましたが、買入経費というのは小麦の本品代プラス若干の経費、それから管理経費とその内訳、これが大ざっぱに言ってどれくらいになっているのかということをお教えいただきたいのが一つ。

もう一つは、今年の春、当時の食糧庁長官が麦政策の見直しに早急に着手するというお話をしておりますが、その辺の進捗状況がその後はあまり出てこない。多分いろいろ御努力されているだろうと御推察いたしますけれども、麦政府の見直しはどんなスケジュールで、どういうふうになりそうなのか、概略的なことでよろしいですから、教えていただければありがたい。

高本食糧貿易課長 まず24ページの買入経費でございますが、これは14年で1,405億円でございます。管理経費は386億円でございます。

ちなみに、平成11年の買入経費は1,205億円、管理経費は399億円でございます。

中村委員 ということは、平成14年は、1,400億で小麦を買って、総額で九百何十億が外麦に乗っかっている。それから、平成11年でいうと、1,200億で買って、1,200億乗っかっていますということですね。900億、1,200億が差益と考えていいんですね。

高本食糧貿易課長 管理経費の中には、消費税51億円、保管料90億円が入っております。

八木部会長 今の中村委員の質問でいいのでしょうか。

伊藤次長 先ほど品質の問題で議論がございましたので、お答えしておきますと、播種前契約という方式をとっておりますけれども、実態上は、実需者の方が欲しいものをつくろうとしているものに食い違いが生じている。それは県によって大分違います。その実態は、改善の方向には来ているんですけれども、なかなか解消されない。

播種前契約というのは、目的があって、お互いに計画が分かるという良さがあって始めたことでもありますけれども、結果的には本当に欲しいものが適量つくられているという体制になっていないのが実態で、改善の方向にはなっていますけれども、それはやはり問題ではないかということで、資料の中にもありましたように、今後播種前契約ということ自体も見直しが必要ではないかという認識を持っているということでもあります。

もう一つ、品質面でいいますと、ランク区分の問題も実態上はほとんど意味がないような、(A)のところはほとんどのものが区分されているという問題もございますので、それは検討会の方で検討いただいて、17年から段階的に見直しをしていって、本当に(A)に区分されるものが適当な割合になるように持っていこうということで、そういう工夫をしていくわけですが、そういう方向で播種前契約自体も見直しが必要ではないかと考えております。

それから、麦政策の見直しのスケジュールについて御質問がありました。麦政策の検討が必要

だということは先ほどの御指摘のタイミング以前からずっとある問題かと思っております。正直に申しますと、米の改革等いろいろやっていく中で麦政策の見直しがちょっと遅れがちであったということになるかと思えます。今回、基本計画の見直しということで、17年を目途に見直しをしていく、早急に検討を急ぐようにという指示が大臣からございます。その中では、麦としてどうしていくかというだけではなくて、さらに品目横断的な対策をどうするかというところまで国際情勢をにらみながら検討しろという指示がおりていますので、そういうスケジュールの中で、当面、麦について何をやるのか、そして品目横断として何をやるのか、その両方をにらみながら基本計画の見直しに向けてやっていきたいと考えております。今のところ、スケジュールについては、そこぐらいまでしか申し上げられないのですが。

高本食糧貿易課長 先ほどの中村委員のお話は、おっしゃるとおりでございまして、それが売買差益になると考えています。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 国民の分かるような単純な質問をします。

一つは、民間流通に移行するというところで、我々、みんな賛成したわけですね。それは米の流通改革よりも前に麦で始まっていたんですが、実際に需給のミスマッチがあることを考えますと、いわゆる本来の民間流通になっていないのではないかという気がして、ちょっと心配なんです。

例えば、資料の8ページにありますが、生産者と実需者が契約をするという場合、この生産者というのは本当の生産者なのか、生産者団体なのか。生産者団体が代表してやってもいいとは思いますが、契約として判を押すのは誰が具体的にやっているのか。また、ここに矢印で協議会が入ってきていますね。この協議会というのは、10ページを見ますと、構成員の中には、県中央会、県経済連が入っている。農協はいいと思うのですがけれども、県経済連、県中央会は、ここへ入ってきて購入希望数量、生産・販売予定数量みたいなことにどのようにタッチするのかという場合、分かりませんが、政治的なタッチしかできないのではないかと。具体的に経済的な生産者の代表としてタッチできるのかどうかという心配があります。本当に生産者の納得できるようなやりとりが行われているのでしょうか。それが一つ。

もう一つはちょっと大きな話ですが、AMSが基準から大幅に超過しています。ここでは「超過している」とだけ書いてありますが、「超過している」の意味はどういうことなのか。国際的な約束は破ってもいいというのだったら、みんな破ると思います。それから、破っても、AMSですから、ほかの品目でマイナスをすれば、それで埋め合わせでいいのだ。では、どれをどれで

埋め合わせをしているのか。その辺の話が消えているんです。AMSは超過しました、その後はどうということなんでしょうか。

以上、二つです。

高本食糧貿易課長 まず1点目の民間流通協議会ではどうしているかということですが、契約そのものは生産者として経済連などが契約をしております。ただ、その場合、そういう経済連等は、生産者からどういうものがとれだけの量を出せるのかということを実然聞きまして、それで経済連が契約をしているということです。

なぜ中央会が入っているのかということですが、県なら県の麦の生産振興とか、そういうことの兼ね合いがあるものですから、入っているということになります。

八木部会長 AMSについては食料企画課の調査官の方から説明をお願いします。

野津山調査官 まず、32ページの資料ですけれども、これはカンクン閣僚会議の13日に、議長であるメキシコのデルベス外相が出した案でありまして、結局は決裂ということで、このペーパーそのものは議論されないままに終わっているという位置づけのものでございます。

それから、麦のAMSは「平均値910億円を超過」とありますけれども、現在のルールは品目別ではなくて、総合AMSということがウルグアイラウンドで決まっております。御案内のように既に4兆円近くの量を持っているわけですが、我が国は米の価格支持の廃止等で既に19%まで削減していますから、相当な余裕があるということで、現在は何ら問題がないという状況であります。

ただ、デルベス議長の配付したこの案では、途上国の意向を強く反映して、品目別のAMSの上限が入っております。我が国としては品目別の上限は反対ということですが、そういうものが現に配られたので、仮に1999年～2001年という最近3年間の平均を見ますと、今は超過している状態にあるということになります。

八木部会長 関連して、次長の方から追加の説明をいただきます。

伊藤次長 ただいま調査官が説明したとおりですけれども、この文書自体の位置づけも、これがどういう形で残っているのかということもはっきりしないままであります。今後の交渉でこれがどういう位置づけになるのか、はっきりしておりません。その点が一つ。

その中で、品目別AMSという議論が出た。ただし、先ほど申し上げたように我が国は反対しているということですので、これを前提に議論しようとは思っておりませんが、品目別AMSという議論が出たことは事実でございますので、仮に試算するとこういう状況になっている。したがって、今後の麦政策を検討する時も、これを全く無視して議論はできないのではない

か。別にこれを前提にするということではありませんけれども、こういうことも頭の隅に置きながら議論する必要があるだろうという趣旨で御紹介しているものでございます。

山田委員 後で何点か申し上げようと思っていたところがちょうど今出ましたので、今のお話も含めて、若干関連しますので、発言させていただきます。

まず第1点目は、民間流通協議会に中央会が入っているが、極めて政治的な動きをするためだけに入っているのではないかという御意見でありましたが、全く違います。この点は、中村委員もおいででありますから、具体的にどういうことが聞いていただいてよろしいわけでありませんが、今、答弁がありましたように、それぞれの地域の生産振興をどんなふうに図っていくか、どういう作物を選択するか、その中でよいものをどんなふうにつくり上げていくかということなどについて、営農指導推進上、関与しております。

さらに、基本的には民間流通をちゃんと進めようではないか、そして残るものはつくらないようにしようとか、それから、私はあまり使いたくない言葉ですが、ミスマッチが出ていろいろ批判されることがないようにということをきちっと協議会で意思反映するという立場で参画しております。国民の立場とおっしゃいましたが、国民に誤解を与えるようなことがないように、その点は役所の方もしっかり言ってもらいたいと思っています。民間流通を徹底して進める、それがないと麦は生き延びていけないぞという観点で加わっておりますので、御理解願いたいと思います。これが1点です。

第2点目は、私も言おうと思っていたんです。最後のページは、今、説明があったことが事実であります。ただ、これは第3次案で表に出たかもしれませんけれども、こんなものは誰も認知した紙ではないんです。当然のこと、品目別のAMSについては農林水産省もこれはだめだと言っているわけです。我々もだめだと言いまして、多くの国々もこれはだめだと言っていたはずのものが、参考資料といえども公式のこういう場所に出てくるのはいかにも不自然です。

何でこれが出てきたかといいますと、その前段に麦にいろいろ金をかけていますよ、だからこれ以上の金はかけられないのだということを言うために、どこかにいい資料がないかと思っていたら突然出てきたので、うまく活用したという程度の話でしかないのではないかと。もちろん麦に金がかかっていることは否定しませんし、それを何とかしなければいけないと思っています。しかし、こういうものを引っ張り出してきてはいかんと思います。

第3点目は、私の意見ですが、これを出すのだったら、関税の引き下げも出すべきです。第3次案でも、関税の引き下げについて、数字は入っておりませんでしたけれども、考え方が大きく出ている。かつ、関税の上限を設定する、これもありませんけれども、この点について出ている。

それから、これは特殊な整理の仕方でありましたけれども、「極めて限定された品目については、非貿易的関心事項に根差すものであれば、関税上限の例外にする」ということがあったわけです。それをみんな出して、その上で、それぞれが我が国の麦対策にどういう影響を与えるかを議論してもらいたいと思います。最後のページを出すのであれば、全部出して、その上で今後の我が国の麦をどうするのか、金のかけ方をどうするのか、どういう麦をつくってもらうのかという新しい麦対策の検討に踏み込むという決意で、これを出すべきではないですか。その決意もなしに、金を削減するためだけの話というのは納得がいかないと思っています。

もう一つ、こういう類の話をするのであれば、例えばメキシコとのF T Aの中でデュラム小麦が出ているようだと言っています。新聞でも見ます。どんな議論になっているか、十分に承知していませんけれども、デュラム小麦をメキシコの言うとおり関税撤廃する、ないしはメキシコの要望に従った我が国の特別の対策を講ずるということになった時に、麦政策のありよう全体にどういう影響を与えるのか。それはオーケーできるのか、できないのか。基本的に国家貿易管理であったり、先ほども出ていますようなコストプール方式であったり、麦作経営安定資金の財源であったり、という部分にどういう影響を与えるのかということの説明してしかるべきではないか。そこに基本的にメスを入れていくといいますが、その基本を議論していかない限り話はすまないと思います。

僕らもあまり議論しないようにと言ってきた側面がないわけではないから言うわけですが、そこへ手をつけないでにおいて、その議論はこっちへやってにおいて、そしてミスマッチばかり俎上にのせる。僕は一貫して、この会議においては「ミスマッチ」という言葉はやめてくれというふうに言ったんですが、今回の資料は「ミスマッチ」のオンパレードになっているわけです。ミスマッチは相当程度解消しているし、解消の努力がなされている。それから、一定のアローワンスを設けている。作柄の問題があったり、品質の問題があったりする。品質は明日から即座にいい品質のものができるわけではないんです。品質の問題は作柄の変動があったら必ず出てくるわけで、必ず出てくる一定割合のものはミスマッチとは言わないと思います。そういうものこそ新しくつくった制度の中できちっと解消していくといいますが、ふところへ抱え込んでいく制度がつくられるべきだと思います。

麦の価格を決めることについては後ほど意見を申し上げますし、それでいいんですけれども、麦の持っている課題についての整理の仕方、議論の仕方としては、もう少し丁寧にやっていただきたい、こんなふうに思います。

八木部会長 なるべくたくさんの委員の方に御発言いただきたいので、横川委員、お願いしま

す。

横川委員 いくつか申し上げます。

まず、内外価格差についてです。価格差が縮小してきていると言っていますが、それでもまだ6～7倍の差があるわけです。その現実を一体どう受け止めるべきなのか、どこかできちんと議論をしていただきたい。

次には、外麦の価格です。買入価格がトン当たり20,000～23,000円ぐらいのものが、国内流通では40,000円程度で売られています。この価格差をいつまでにどうするかということが具体的にないのに、その年その年の価格をどう決めていくかという議論をしても、結論にたどり着くことはあり得ないのです。だから、どこかで一旦区切りをつけて、根本的なところをきちっと話をする必要があると思います。

それから、「ミスマッチ」という言葉は、山田委員がおっしゃるように私も言葉としてはあまり好きではないんです。ただ、求められているもの、要するに消費者が「欲しい」という製品の原料となる麦をつくってもらえるのであれば、ミスマッチという言葉はなくなるのだと思います。こういうものをつくりたい、だから、こういう麦が欲しい、でもそれが作れなかったから残ってしまったという種類のミスマッチなのか、あるいは国産の品質と価格のバランスが輸入麦との比較では使うことができないものとして残ってしまったというミスマッチなのか、ミスマッチの中身が違うと思うんです。この辺の原因を明らかにしないで、ただ「ミスマッチ」という言葉だけで言ってしまうと、問題解決にならないのではないかと思います。

最後に、お米の問題がここまで改革された。だったら麦はどうするのか。これは基本戦略の中でお決めになることかもしれませんが、私が調べた範囲の資料では、日本で消費する麦を全部国産にしたとしても、品質と価格のバランスという面で、日本の消費者が求める製品にはならないわけです。さっきデュラム粉の話が出ましたが、スパゲティが製品でイタリアからこんなにたくさん入っているのかというと、日本のデュラムでつくったスパゲティでは品質と価格のバランスが悪いからです。中村さん、すみませんね。

中村委員 そんなでもないですよ。

横川委員 いや、まだだめです。

中村委員 まだだめですか。

横川委員 大分よくなってきましたけれども、やっこの2～3年のことです。

別の言い方をします。スパゲティを輸入すると、品質の良いものが半値近くで入手できるんです。国内農業としての麦について別な角度から考えていかないと日本の農業の空洞化がどんどん

進んでしまう、それを承知で議論しないといけないと思うのです。

商売の原点は品質と価格のバランスです。同程度の品質であれば高いものが先に売れることはないのです。値段が高くて品質は同じか劣る、そして売れ残りはミスマッチだったというのでは話にならないと思うのです。根本的にどうするかという議論をしないと、部分的な議論では何も始まらないと思います。今日は、それについての答えをしていただきたいということではありません。意見だけ申し上げますから、農水省はこういうことに対してどうするのか、しっかりした方向を決めていただきたいと思います。

大泉委員 この食糧部会で議論しなければいけないのは、基本的には日本の国策をどうするかという話だろうと思うのです。しかし、私、今回初めて参加させていただいて、前回は当たりもしない需要予測を一生懸命やったり、今回は政府麦価を一生懸命議論したり、そういうディテールにわたる議論が多過ぎて、実際に日本の国策をどのようにするのか。私は麦がほとんど壊滅的なものを80何万トンまで回復させたというのは大変なことだと思うんですよ。成果としてすばらしいことだと思うのです。そうではあるのですけれども、今の穀物は、国際的なフレームの中で考えなければいけない、これは当然のことです。例えば、米、水稻を守るといった場合、何をどういう手法で守るのかという議論がもう少し必要だろうと思うのです。

ただ、この間の生産調整研究会も、あんなにやって実は国際的なフレームを全然考えていなかった。そのことが高関税の490%で守れるのか、例外措置を何とかやってくださいというような、日本があたかもエゴイストのように映ってしまうような国際フレームにしてしまった。実はそうではないわけです。アメリカだってEUだって、国内保護をするために、TQとか、Counter Cyclical Paymentとか、やっているわけですよ。日本は、関税一辺倒だとか、保護の仕方が稚拙である。そういった稚拙な政策を振り回して、関税一辺倒で上限反対だとかいうことではなく、もうちょっとうまい保護の仕方をして国内の麦作や米作を振興させる手法を考えなければいけないだろうと思うのです。

そうなった時に、今日の議論で出てくるのは、例えば80万トンまでふやしたことに対する評価は一体どうなのか。それだけにコストは下がってきているのかどうか。あるいは、今後どういった到達点をイメージするのか。スキーム転換する必要があるのか、それとも今のままずっと行くのか。話を聞いていると、スキーム転換する必要があるということで一致しているようでありますので、そうすると、国内麦はまだまだ守らなければいけないですね。確かに品質は悪いし、価格は高いし、外国産に対抗できる話ではない。そういった時に国産麦を振興するためにはどうしたらいいかという政策とか、価格等々に限らず、もうちょっと違ったスキームで議論しなければ

いけない部分があるだろうと思うのです。そういった議論をしなければいけない。ここで出てきているのはディテールの表面的な話ですから、そういう話にはできないんです。

例えば、民間流通といっても、この民間流通は単なる契約栽培じゃないですか。契約栽培で、市場原理も何も働いていないと言い切っていいたらと私は思うのですけれども、市場原理を前提としないで物を考えて、立案して、スキームをつくってということが果たして本当に現実なのかどうか。まずそこをきっちり押さえた上で、保護をどうするのか、あるいは生産振興をどうするのかという議論を、この会議でやるのか別の委員会をつくってやるのかは分かりませんが、もうやる時期なのだろうと思うのです。それは、米と麦というふうに分けるのではなくて、米だろうが麦だろうが同じ生産者がやっているわけですから、品目として分けることの意味はそんなにないだろうと私自身は思うんです。そういった意味では、経営安定対策を本当にしっかり考えなければいけない時期に来ているのだろうと思うんです。4時までだということなので、もうやめますが。

意見開陳

八木部会長 大分議論が出てきていまして、時間の関係もございまして、あわせて諮問に対する意見開陳も含めて御発言いただければと思います。

こもだ委員 御説明を受けていて、日本の麦の生産量が年々増加していることはすばらしいと思ったんですが、今の日本の農産物、それから我々消費者が毎日こうして暮らしていて食品が輸入にどれだけ依存しているか、自給率が低迷したまま伸びていかないかということ考えた時に、まず伸びていくもので自給率をどれだけ上げていけそうな方向があるのかということも押さえながら論議する問題ではないかと思っております、その基本のところの大きな目標が見えてこない中で、皆様がおっしゃっているように非常に部分的なところで論議がなされているような気がしております。

それから、とても変だなと思いたのですが、99%が民間流通だとおっしゃるんですが、よく見ますと、ちっとも民間流通になっていなくて、契約栽培で、しかもかかわっておられる方々がこういう方々でいらっしやいます。実需者の製粉企業とおっしゃって、製粉企業様はそこに日清さんがいらっしやいますが、こういうふうに守られている許認可企業のようなところは、本当に開かれた競争体系の中で長く来ていらっしやらない部分がありますから、この構成を見ると民間流通

という現実にはなっていないのではないかという気がいたします。まず、ユーザーの声をどう反映しているのかということも入っていないわけですね。

私はマーケティングが仕事で、たまたま消費者の1年間の毎日の食品を細かく分析したものが今ちょうど上がっているところですが、ごはんは1年間で利用しているのは50%です。パン、めん類で、中でもパンが多いわけですが、今、パンの需要がまたどんどん増えているんですが、それは、おいしいパン、バラエティ・ブレッドが多品種出回ってきて、消費者の多様なニーズを満たしているからなんですが、いくら内需の拡大、自給率をと言っても、そういったところに当たらなければ……。この「ミスマッチ」というのは変な言葉だと思うんですけども、なぜここら辺のところをもっと早くに改善されていく努力をされないのか、非常に疑問を感じている次第です。

八木部会長　こもだ委員、恐縮ですけれども、この諮問に関する御意見も一緒にいただければと思います。

一応全委員の方から、諮問内容について、これでよろしいかどうかということをお伺いして、それをもとに起草案をつくるという手順になっておりますので、一言で結構ですけれども、御意見をいただければと思います。後でも結構ですが、時間の関係もございますので、皆さんの意見開陳も含めて御発言いただければと思います。よろしくをお願いします。

藤尾委員　24ページに赤字として410億円というのがありますけれども、25ページの件です。我々も関係しているのですけれども、調製品の輸入の問題です。これは非常に増えてくると思います。ところが、25ページに「最近の円安にもかかわらず、韓国を中心に増加」というふうに「円安」という言葉が入っていますね。これはいつの基準か、分かりませんが、これが円高になったらもっと入ってくるということなんですけれども、輸入商品、あらゆる加工調製品についての商品のチェックと申しますか、安心・安全の問題が今出ているわけですけれども、この辺についての考え方を教えていただきたいのです。

もっと入ってきますよ。そうすると、赤字がもっと増えることになるんです。だから、安心・安全な品物が入ってくるのならいいのですけれども、その辺はチェックがされていないような気がするんです。ほかの商品も特に低開発国から加工調製品がどんどん入ってくるわけですけれども、その辺についての考え方、極端なことを言えば規制はどこにあるのかということをお聞きしたいのです。

高本食糧貿易課長　その辺は、厚生労働省の検疫と申しますか、食品安全法の関係からチェックをするということだと思います。

藤尾委員 国内でいろいろな問題があるし、あるいは出荷生産者の名前まで記入せよという現在、こういう商品はチェックがなかったら非常にいかがわしい商品が多いという解釈をしてもいいのではないかと考えているわけですが。

伊藤次長 今まで出たことをまとめてお話しさせていただきます。

基本の議論がないまま部分的な議論になっていることから、議論が不十分ではないかという御指摘がいろいろありましたけれども、まさに麦だけの議論では終わらないわけですし、麦をどうするかということになれば土地利用型の農業をどうするかということになってくるわけです。実は、御案内の方も多いかと思いますが、そのための議論を新しい基本法をつくる過程で議論させていただいて、それに基づきまして基本計画を3年前につくり、その中で自給率の目標を45%まで高めていこうという計画をつくってあるわけです。それが3年ぐらいたちまして、基本計画も5年ぐらいい見直すということもございますので、大臣から見直しの作業を開始するよという指示がありました。

その中で、当然米をどういう姿に持っていくか、麦をどういう姿に持っていくかということを描いている上で25%という数字があるわけですし、また、消費者の皆様にはどういうことで取り組んでいただきたいか、生産サイドはどうする必要があるかという課題を明示しながら目標を示している中で、麦については量的には既に目標を達成しているということでもあります。

ただ、一方で米の消費が減り、当初に描いた姿ではない方向に進んでいるものがあるものから、自給率は横ばいの姿で来ているという状況であります。ですから、大泉委員からも御指摘がありましたように、麦にとどまらず水田全体としてどういう姿に持っていくか、あるいは大規模畑作輪作みたいなものをどういう形に持っていくかという意味では品目横断的な議論が必要だということで、前々からそういう議論はあるのですけれども、本格的に検討するよという指示が大臣からあったところでございまして、恐らく来春ぐらいいから食料・農業・農村政策審議会の場で議論していただくことになるのではないかと。まだスケジュールは明確になっておりませんが、今、省内で我々事務方として事務作業を始めている段階でございまして、いずれ御議論いただくことになるかと考えております。

それから、調製品の話と内外価格差の話がございましたけれども、内外価格差の問題を決して軽視しているわけではない。その理由の一つが調製品の輸入で、結果的には国内の基盤を壊していく、あるいはメーカーの方だけではなくて国内生産という面でもパイを減らしていくという意味では大きな問題につながってくるわけですので、そういう面での内外価格差の縮小に取り組む必要があるというふうにも強く認識しております。

ただし、安全性の問題は、輸入品イコール農薬がいっぱい入っているのではないかという議論もされますけれども、そこは残留農薬の検査とか、そういう形できちんとされています。そういうものに違反するものが時々見つかったりもしますので、そういうものはチェックするシステムになっておりますけれども、基本的にはちゃんとした食品衛生法上の基準にのっとったものが輸入されている、またその検査もなされているというシステムになっていると考えております。

八木部会長 時間を急がせて恐縮でございますけれども、今日は諮問の価格について皆さん方の賛成・反対の御意見をいただきたいと思っておりますので、コンパクトに御発言いただきまして、お願いいたします。

立花委員 私、3時半ごろに中座をさせていただきますので、先に発言させていただいて申し訳ございません。結論を先に言わせていただければ、現段階においては、下げ幅としては率直に申し上げて不十分、不満だとは思いますが、やむを得ないかなということでございます。

先ほど来、次長からも全体の制度の見直しの問題について、纒々御発言がありました。私もそれをぜひ信用したいと思えますし、また期待申し上げたいわけです。昨年からの議論で、現状のように安い輸入小麦を高く売りつけて、その差額を国内麦に補てんするというやり方は、内外価格差の問題、あるいは国内麦がまだまだ増産されるという見通しのもとで、この二つの命題は恐らく両立させることができないだろうと思っております。つまり、今の制度のままですと、国内小麦が増産すればするほど、実需者がそれに協力すればするほど、実は内外価格差が縮小しないということになるわけです。

したがって、昨年も私、同じことを申し上げましたが、国内の農業生産者と食品工業がハッピーな関係でいくためには、制度設計をどうやっていくかということが問題なわけで、保護のやり方が消費者からも支持され、また国際的にもサポートできるような合理的な農業保護の仕組みを、全体でということをやっていたら時間がかかりますから、大臣がおっしゃられた直接支払いの方向とできるだけ矛盾しない形で危機感を持ってやる。時間がそれほど残されていないということで、品質の問題にしる、本当にニーズをどうやって反映させるのか、そこら辺について、抜本改革と整合性のとれた形でできるだけ早く手を打っていただくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

小熊委員 消費者の立場から、あわせて、先ほど中村委員からお配りいただいた資料では真ん中に私どもの製品をコピーさせていただいて大変恐縮しているのですけれども、国内麦の製品を一方で育てて売るということについてもこだわって仕事をしている立場から申し上げます。結論的

には、今回の答申に対しては「宿題つき賛成」という言い方をさせていただきたいと思います。計算式に沿って計算された結果を出されて、反対するというのは、そもそもが反対だというふうになってしまいますので、ほかの委員の方も恐らくそうだと思うのですけれども、それ自体はそういうものとして受けとめるとしか言いようがないと思っております。

宿題といいますのは、先ほど来から出ている議論で言えば、今後の方向性について基本的なところから検討する必要があるのだというのがどなたもおっしゃられている意見でありまして、前に事務局から伺った日程ですと、12月ぐらいにもう一回、また麦にかかわって審議の場があると伺っていますので、事務局の方には、12月段階で、ロードマップといいますか、それぞれのテーマについて工程表が出せれば一番いいと思いますけれども、それが無理であれば、今日の議論を受けとめて、12月段階でとにかく最大限出せるものについてぜひ出していただきたいということが一つです。ただ、それを事務局だけをお願いするのも酷な話なので、先ほど山田委員からもいろいろ御反論があったり、資料の作り方について反論があったりしましたので、それぞれの委員で情報提供できるものについては、それぞれの委員も宿題を持ち帰って、いろいろな御意見を出していただくというような作業も組み込んでやっていただければいいのではないかと思います。

最後に蛇足ですけれども、昨年の議事録を拝見させていただきましても、また先ほど部会長は賛成か反対かを一人ずつ言ってくださいといったトーンでしたけれども、最近、企業でも会議改革というのがやはりございますので、形式的なことといいますか、手続上の確認をするという作業の性格に近いと思っておりますので、特段の異論の意見だけ伺って、もし特段の異論がなければ、そのことで確認をいただいて、この後の議事進行をしていただいた方がいいのではないかとこのように個人的には思っております。

以上です。

八木部会長 大変有効な御提案、ありがとうございました。よろしければ、今回はそういう方向で進めさせていただければと思います。ただ、答申案を起草しなければいけませんので、特に御意見がございましたら……。

峰島委員 私は、麦の価格の決め方を聞いておりまして、民間流通が100%近いのに価格を決めるのだというところで、やはり法律と実態がずれているのかなという思いもしましたが、とにかく農業というものの考え方は、根本的には皆さん同じだと思います。私は、カンクンに行きまして、外国の方々が国で農業を守るという姿勢を本当にまじまじと見てまいりました。

その観点から申しますと、今、国内で私たちが努力して良質の麦を生産している、その生産者

が報われるという観点から、内麦優先の原則というものをもっと重要視していただきまして、適正な価格形成の仕組みのあり方を検討する、これが私たちの進むべきではないかと考えております。安ければこうなるんだということではなくて、国内のものをどんどん良くして行って、そして自給率を上げていこうという方向にしたらいいのではないかと一言言わせていただきました。

岩田委員 私も麦についてあまりよく知りませんで今日の議論に参加させていただきまして、99%が民間流通といいながら播種前契約というものを拝見して、これは官製の民間流通なのだろうなという感じがしたんですけれども、実際には麦をなぜつくる必要があるのかということを経営者の人に理解してもらうことが一番大事なのだろうと思うのです。その方法として、播種前契約というものがベストなものなのかどうか。これを除いたら一体どういう不都合が生じるのか。作業チームの意見などを見ると、多分生産者の方が売れなかったら困るという懸念を持っていらっしゃるのかなという感じがするんですけれども、そのあたりを私自身も勉強しながら、米に比べると、値幅制限があったり、播種前契約があったり、かなり硬直的な中でやられているという印象がありますので、それが本当に必要なかどうかという検証をもう一回していく必要があるのではないかと思います。

それから、今日の答申ということで数字をいただいているのですが、これで特に異論というわけではないのですが、希望としては、全算入生産費用の中身が一体どういう積み上げになっているのか。要するに人件費がどうであるとか、そのあたりももう少し開示していただかないと、我々素人が見ると……。5ページで費用合計、資本利子、地代ということになっていますけれども、一体どういうことを基本にこの数字が積み上がってきているのだろうということが理解できないままですので、異論を唱えるほどの強い根拠は何もないんですが、これでいいかと問われても、「いいですよ」というほどの理解もしていないというのが現状です。

吉水委員 諮問の中に「品質の改善に資する」という言葉があったり、先ほど来の皆様の御議論の中に「品質のいいものをつくれば」というお言葉を多々拝聴するのですが、消費者の側、マーケティング側からすると、麦にとって品質がいいというのはどういうことかということが分からないんです。この冊子の17ページの四つの基準が生産者側の基準ではないかと思うのですが、これは消費者側から見れば、どういうおいしさ、どういう安全性を約束するものかということが分からないので、そもそもゴールの設定自体が、どこへ行ったらいいのか、どうすれば売れるのかが分からない状態で進めているのではないかと感じがいたします。例えば、食品メーカーさんと焼き菓子等々をつくるのに対して、何が差別化ポイントになるかということで、粉はどうかとか、そのほかの原材料はどうかという話をした時に、粉のおいしさを表現する

言葉なり基準なりがなかったんです。したがって、そういったところも考えあわせながら進んでいったらどうかというのが、一つ、諮問に対する意見です。

八木部会長 ありがとうございます。

次回からは事務局の方から事前にそういうことについて十分御説明いただくようお願いしたいと思います。

それでは、特に異論がなければと思いますが……。では、加倉井委員。

加倉井委員 ごめんなさい。いつものやり方とっておきまして、先ほどは質問、今度は意見開陳だと思っておりましたら、突如消えてしまったものですから、意見を述べさせていただきます。

諮問に賛成でありまして、傾向としてもこれでよろしいかと思えます。ただ、麦政策全体ということで言えば、「麦をめぐる事情」に書いてあることに関連しますが、やはりいろいろ問題がありはしないかと思えます。

一つだけ申し上げますと、80万トンを達成したというのはすばらしいことのように見えますが、実際にはこれは非常に無理をして達成したというふうに思っております。例えば、この前、北海道へ行きましたが、田で麦をつくっている人と隣の畑で麦をつくっている人がいますと、国からいただくお金、補助金がものすごく違うんです。日本の農業政策は一体何を考えているのだということになるわけです。

麦の価格について言いますと、10アール当たり一番多いと7万円ぐらいの転作麦に対する補助金が出て、つくっているわけですね。そこでつくる麦は、例えば、四百何十キロしかとれていないんですが、非常に分かりやすくするために10アール当たり500キロとれたとしますと、小麦は例えば国際価格で1トンが3万円ぐらいでこっちへ入ってくるわけですから、半分の500キロとれたとすると1万5,000円ぐらいで入ってくるものですよね。だから、それを食べるとか、そんなことを言っているのではないんですよ。外国から来ると10アール当たりでそれぐらいのものだ。しかし、それを7万円かけてつくらせている。だから80万トンとれたということになると、これは非常に無理をしていないか。いわば腕力で無理に引き上げたようなことではないかと思うのです。

では全部やったらいいじゃないかということになると、できないですね。財源がありますから。私は日本の農業全体にお金をかけることには賛成の立場なのですが、麦にこれだけかけるのがよそから減らしたものでかけるとしたら、それが本当に妥当なんでしょうかと。単純に言えば、米にどうしてそれだけの金をかけないのですか。あるいは、もっと大事なものがあつたら、

野菜でも何でもいいんですが、それにどうしてかけないんですか、なぜ麦なんですかと言った場合に、何も無いような気がするんです。あるいは議論をしていないような気がするんです。そんなに麦が大事だという何かがないような気がする。

ですから、ちょっとゆがんだ形でこの80万トンは達成された。もちろんいろいろな努力があったからなんですが、日本の農業政策全体の中でこういう位置づけで、限りある政府のお金をこういうふうに使いますというやり方で出てきたものではないような気がしますので、それだけ言っておかなければならないと思っております。

八木部会長 では、最後に大木委員、お願いいたします。

大木委員 私も初めての参加で、麦のことはよく分かりませんが、今回の16年産の麦の政府買入価格については、これでよろしいのではないかと思います。

なお、「麦をめぐる事情」の中でもございましたが、問題になっている需要と生産のミスマッチという言葉がどうもというお話については、品質向上に向けてということが必要だろうと思えますし、それには生産者の意識の改革も必要ではないかと思うことが一つ。

それから、これは気候とかいろいろな関係があって難しいかと思うのですが、国内産麦が、日本めん用だけではなくてパンや菓子用にも必要とされるように、開発になお一層の力を注いでほしいと思います。そして、「ブランド・ニッポン」というお話が先ほどございましたけれども、ブランドニッポンとして育っていくことを願っています。

もう一つ、政府が買入れたものがその後どうなっているかという御質問がありましたけれども、そのお答えがよく分からないのです。99%が民間だけれども、1%が果たしてそれが民間へ安く行くのか、また買ったものがどうなっていくのか、困ってしまって1%が残ってしまったものはどうやって分けているのか、そういうことが今日お伺いしていてもよく分かりませんでしたので、その点は、後ほどで結構ですので、また詳しく教えていただければと思います。

八木部会長 中村委員、言い足りないことは……。

中村委員 とにかくドッグイヤーだ、キャットイヤーだと言っている時代ですから、スピードを上げて、いろいろなことをお願いしたいということです。

八木部会長 それでは、委員の皆様方から御意見をちょうだいいたしましたので、ここで休憩に入りたいと思います。

世話人の方々には、答申案の作成に入りますので起草委員会会場の方へお集まりいただくように、お願いいたします。なお、答申の起草に当たりまして、生源寺委員に起草委員長をお願いしたいと思います。

また、審議の再開はおおむね20分後の16時を予定したいと思いますが、答申案の作成状況を踏まえまして改めて事務局の方から御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。
それでは、休憩に入ります。

〔 暫時休憩 〕

答申のとりまとめ

八木部会長 それでは、再開いたします。

休憩の間に世話人の方々にお集まりいただきまして作成しました答申(案)を、起草委員長の生源寺委員長の方から御披露いただきたいと思います。

生源寺部会長代理(起草委員長) どうもお待たせいたしました。起草委員会で起草いたしました答申(案)について、まず読み上げさせていただきます。

答申(案)

平成16年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成16年産麦の政府買入価格については、現行算定方式に基づき諮問されており、諮問案どおり決定されたい。

なお、農政をとりまく新たな環境を踏まえて、麦政策の基本的なあり方について早急に検討されたい。

以下、省略いたします。

なお、この答申案の特になお書きの部分につきまして、若干の補足的な説明をさせていただきますと思います。

まず、「農政をとりまく新たな環境を踏まえて」という部分でございますけれども、この部分については、「新たな環境」というものが非常に大きく変化しているという意味合いを含んだものであるということ認識の上で、こういう表現にしております。大きな環境の変化ということ強調していただきたいという意見もございましたけれども、そのことも含めてここに書かせていただいているつもりでございます。本日の御議論の中にも、WTO農業交渉の進展、米政策改革への着手、あるいは品目横断的な新たな施策の検討といったことが出ているわけでございませ

て、いずれも大きな変化でございます。こういうことを含めて「新たな環境を踏まえて」という表現にしております。

それから、「麦政策の基本的なあり方の検討」ということの意味合いでございますけれども、本日の御議論で出されたさまざまな論点をカバーし、なおかつ現在走っております「新たな麦政策大綱」の実施状況等の評価、こういったことも含めて早急に検討すべきであると、こういう意味合いでございます。

以上、若干の補足的な説明も含めて起草委員会からの御報告にかえさせていただきます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

ただいま生源寺起草委員長から報告されました答申案を、このまま決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 どうもありがとうございました。それでは、そのように決定いたします。

なお、この答申につきましては、後ほど私の方から大臣にお渡ししたいと思います、そのような取り扱いということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

その他

八木部会長 それでは、議事次第のその他ですけれども、小熊委員から全国生協組合員を対象に実施しました意識調査結果がまとまったということで、その中から食品表示に関する部分を抜粋したものを委員の皆さんに御覧いただきたいということでございますので、小熊委員から簡単に御説明をお願いいたします。

小熊委員 お時間のないところを大変申し訳ございません。米にかかわる問題の情報提供ということでお配りさせていただきました。私ども生協で行っている調査で、今朝も読売新聞で報道された内容です。

お配りしたものの下の方を御覧いただきたいのですが、この間、農水省さん、あるいはいろいろな関係者の御努力の中で、1年前の私どもの調査と比較しますと、食品表示全体に対する信頼がかなり回復しております。ただ、今日この場であえてこの資料を配らせていただきましたのは、唯一、米の産地・銘柄表示に対する信頼が落ちております。今年は不作の影響で、いろいろ

な対策を打たなければいけないわけですが、ここで米の産地・銘柄表示に対する信頼を大きく損なうようなことがあれば、またそのことが国民の信頼を失い、ひいては米に対する信頼が失われるということについて、私ども生協自身もそうですけれども、生産者あるいは流通関係者にぜひ御注意いただきたいということで、あえてお配りさせていただきました。詳細な資料は私どものホームページにアクセスいただければ、冊子等、お配りできるようになっておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

時間が押している中、申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

八木部会長 何か御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に、本日、「食料需給表」が公表されましたので、そのことについて食料企画課長から簡単に報告をお願いします。

中村食料企画課長 今、資料を2種類お配りしていると思います。毎年、「食料需給表」というものを公表しております。2種類の資料のうち、最初のページに文章が書いてある「平成14年度食料需給表の概要」を御覧いただきたいと思います。1にありますように、生産から最終消費に至るまでの食料の総量をあらわしたものでございます。本体の方は数字の羅列といいますが、集計したものでございますので、ちょっと目がくらくらするかもしれません。時間もありませんので、「平成14年度食料需給表の概要」により、ポイントだけ御説明します。 2

の「食料需給の動向」のところでございます。B S E が平成13年度の肉の消費を落としたということがありますが、平成14年度は肉類が若干回復してきております。そういうことで増加をしたということがございますけれども、魚介類が減少、米についても消費が落ち続けていますので、(1)の最後にありますように、国民に対する供給純食料、要は消費仕向けとしてどれくらい出たかというのは、2,559キロカロリーということで、前年に比べ32キロカロリー減っております。

(3)がそれに対して国内生産はどうだったかというところですが、今日の主たる議題でございました小麦とその他海藻等が非常に増加いたしました。しかし、魚介類はかつて1,000万トンとれていたのが今は500万トンぐらいしかとれないということもありまして、減少しております。その結果といたしまして、1,048キロカロリーということで前年に比べ5キロカロリー減っている。

よく自給率ということが議論されますが、総合食料自給率(カロリーベース)は、(1)の数字を分母に、(3)の数字を分子にして計算します。その結果が(4)にあります40%となり、5年連続40%ということでございます。

なお、健康の維持という意味でPFCバランスをよい状況に持っていこうということを申し上げていますが、(2)を御覧いただきまして、今回、結果としては、脂質と糖質が0.1%ずつ増加し、悪化の一途をたどっている。脂質、これは減らないといけないのですけれども、また増えてしまったという状況でございます。

食料自給率は国内消費分の国内仕向けということです。その分母の消費の部分の改善が図られていないことがこういうところにもあらわれていると思います。本日3時の公表ということでございましたので、参考までに配らせていただきました。また何かございましたら、私の方に言うていただければ、もっと詳細な御説明もできると思いますので、以上で説明を終わらせていただきます。

八木部会長 以上の説明に対して質問等がありますか。

山田委員 40%といったって、40%以下に幾つかあるんです。39.9%とか。

中村食料企画課長 普通はコンマ以下の数字は申し上げませんが、計算すれば出るので、あえて申し上げますと、平成13年度の数字は同じく40%でございましたが、これは40.0でございませう。今回の14年度の数字は40.3ということで、0.3ポイント上がっている。ちなみに、その前の12年から13年も0.4ポイント上がっていますので、このところ、ちょっと上がり傾向であるということを御紹介させていただきます。

山田委員 12年は39.6%だったから。

横川委員 ポイント上昇の中身は何なのでしょうね。穀物飼料を落とすと、自動的に上がってしまうのではないですか。

中村食料企画課長 供給の部分は国内生産と輸入が分母になっていますし、分子の方は国内生産ということですから、中身はいろいろあるわけですが、今回、国内生産の減りが、いずれも減っているわけですが、少なかつた。そういう中で、今日御議論のあった小麦が非常に頑張っていてプラスの面に働いているというところはございます。

横川委員 30万トンがききましたね。

八木部会長 詳しい件については、食料企画課の方にお問い合わせいただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたしたいと思っております。本日は長時間にわたり、また活発な御質問、御意見をありがとうございました。

閉 会